

第1334回 高知市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開催日 令和8年1月20日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事日程

日程第1 市教委第1号 議席の決定について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 市教委第54号 審査請求に対する裁決について(継続審議)

日程第4 市教委第2号 高知市大学等奨学金資金貸付規則の一部改正について

日程第5 市教委第3号 高知市立児童館条例施行規則の一部改正について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	永 野 隆 史
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	森 田 美 佐
	5 番委員	関 博 之

(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育政策課長	岸 田 正 法
	人権・こども支援課長	大 石 将 之
	青少年・事務管理課長	北 川 朋 代
	教育政策課企画調整担当副参事	野 町 はる奈
	学校教育課副参事	入 江 洋
	教育政策課長補佐	田 中 茂 夫
	教育政策課総務担当係長	池 上 弘 倫
	青少年・事務管理課主任	山 下 亜 紀
	教育政策課主査	四 國 真 衣
教育政策課主査補	藤 崎 怜 央	

1 令和8年1月20日（火） 午後3時40分～午後5時
（オーテピア4階 集会室）

2 議事内容

開会 午後3時40分

永野教育長

ただいまから、第1334回高知市教育委員会1月定例会を開会いたします。本日は議案が4件となっております。

まず始めに、日程第1、市教委第1号「議席の決定」についてを議題とします。

令和7年12月23日付けで野並誠二委員が任期を満了し、退任され、12月24日付けで関博之委員が就任されましたので、改めて議席を決定することといたします。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

資料は、このA4縦1枚の高知市教育委員会の教育委員の構成という資料でございます。

上段が旧体制、下段が新体制という形で事務局としては御提案をさせていただきたいと考えております。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

御意見もないようですので、市教委第1号「議席の決定」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第1号は、原案のとおり決しました。

新たに議席が決定いたしましたので、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、谷委員をお願いします。

谷委員

はい。

永野教育長

議事進行の都合により、日程第4、市教委第2号に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。

それでは、日程第4、市教委第2号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

青少年・事務管理課長

市教委第2号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正」について、議案書と高知市大学等奨学資金貸付規則一部改正の概要についてという資料で御説明します。

まず、議案書の4ページを御覧ください。こちらは改正の趣旨、そして5ページと6ページは規則の改正文となっております。7ページから16ページまでは、規則の新旧対照表となっております。

それでは、先ほど見ていただいた添付資料を御覧ください。そちらの1番、規則改正の趣旨を御覧になっていただきたいと思います。

当課では、経済的理由により就学が困難な者に対し、奨学金及び入学支度金の無利子での貸付を行っておりますが、令和7年度に在留資格として、永住権を持たない外国籍の奨学生の申込みがあったことから、奨学生及び連帯保証人の要件を整理するため、規則を改正するものでございます。

1の規則改正の趣旨の内、3段落目を御覧いただきたいと思います。奨学金の返還は、「奨学資金の貸付期間が満了した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内に、貸付けを受けた奨学資金の全額を返還しなければならない。」となっております。

端的に言いますと、奨学資金の貸付けは、4年制の大学を卒業した場合、その卒業した月の翌月から起算して1年ですので、卒業して1年後から返還が始まります。そして、それから20年以内の間に、全額を返還するというような形になっております。4年制大学に入学する場合には、貸付申込みがあった年度から返済終了までに、最長25年という期間がかかることとなります。

議案書の方に戻っていただきまして、7ページを御覧になってください。第2条第1号、貸付対象者というものがございます。現行では、本市に1年以上居住する者又は1年以上居住する者の子であることとなっております。例えば外国籍の方であっても、家族滞在の方や、定住者等の在留期間が定められている者への貸付けが可能と判断されます。

こうしたことから、令和7年度に申請がありました外国籍の方については、奨学金の貸付けを行いました。ただ、外国籍の方でしたので、書類の手续等、様々なことで非常に苦労いたしました。また、奨学生のお父さんが連帯保証人になりましたが、その方が途中でお亡くなりになるという稀なことがありました。連帯保証人の1人が亡くなったので、更にもう1人連帯保証人を構えないといけない状況になりました。

私たちがこの先25年も返還を見ていくときに、日本国籍の方に連帯保証人になっていただくことがふさわしいということで、苦労いたしましたが、何とか交渉して日本国籍の連帯保証人を構えていただいて、現在、貸付を行っているところです。

そういった事情がありましたことから、今までの条件に日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者という3つの条件を加えました。

そして、8ページの連帯保証人について、現行規則では、1つの条でまとめてあったのですが、それを更に分かりやすくするために、第8条の連帯保証人の資格、第9条の連帯保証人の要件という2つに分けて記載しております。

第8条は、先ほどの奨学生の資格要件と同じく国籍等の条件を加えたものでございます。また、返還開始予定時に、連帯保証人が65歳未満でなければならないという運用をしていたのですが、規則の改正をするに当たって、第9条に明記いたしました。

説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

関委員

先ほど、連帯保証人の方が突然亡くなられたということで、そういうこともあるのだなと思ったのですが、連帯保証人は2名必要で、亡くなられて1名になった場合は、もう1人を構えるのですか。

青少年・事務管理課長

もう1人構えていただきます。

関委員

分かりました。

西森委員

非常にセンシティブな問題を含んでいる議案だと思います。気になるのは、日本学生支援機構の要件と異なっている点です。これを同じようにするか、しないのか、その意思決定機関は教育委員会や自治体だと思います。

これは一步間違うと、差別という話になり、我々弁護士会の話になりますが、人権救済申立につながりかねない問題です。外国籍だから分けてもいい理屈になっているかという、恐らくそうではなくて、目的に合わせて、どうしてそれが必要なのか説明できる状態になっていないとまずいと思います。

私も結論は、これでいいのかなと思っていますが、ある程度、議論は必要だと思っていて、そこで、この議案を見ていると資料を用意してくださっていたので、軽々に扱われていないということが分かって安心しております。

趣旨としては、資料にある「出国者に対する奨学資金返還事務に困難が見込まれる」と記載されているので、基本的には在留期限の定めがない人であれば、問題はないのだらうと思います。それから、特別永住者は、朝鮮半島から戦前に来られまして、日本人と同じになっていますので、外国籍であっても、彼らは私たち日本国籍者と同じということです。ここまでは、争いがなく一緒であれば駄目だろうということになります。

永住者については、考え方があられるけれど、対象にしているということです。在留期間の定めがある人については、対象外にしているというときに、日本学生支援機構は切っていないのに、なぜ高知市はそこで切るのかという問いにどう説明をつけるのか、しっかり練っておく必要があると思います。

財政規模の問題があるとか、非常に申請者が減少している中で、限られた予算を重点的に配分していき、回収可能性の高い人から優先的に貸付したいとか、自治体ごとに考え方があっていいと思います。しかし、一步間違えると不当なことをしていると言って申立てがなされ、それに対して我々が被告というような取扱いの中で、弁明に追われるという事態も起きかねない議案であると思っております。

こうしたことから、結構真剣に議論が要ると思っているところです。高知県内や四国内でこの取扱いが多数派であるのかなど、確認をしておくべきだと思います。

青少年・事務管理課長

私たちが慎重にすべきと考えており、年度当初に申請があったのですが、年度終わりまで検討してきたところでございます。その中で、外国籍の方への貸付という奨学金の制度を調べましたが、ほとんどなく、資料に出しているものだけが、外国籍の方を対象にした奨学金の制度でございました。

どこを対象外の基準にするのかという点ですけれども、説明をさせていただいたように、返還金を25年間追っていくというのが大変なことであるのと、奨学金については、毎年減額補正を行っています。平成28年までは、申請がたくさんあったのですが、昨今では、10件前後で推移しています。

それから、奨学資金の他制度との併用状況という点について、3ページにお示ししております。例えば、令和7年度の例で言いますと、日本学生支援機構が6件、そして土佐育英協会が1件ということになっております。後は、他の制度を使っていないのが2件となります。

日本学生支援機構については、先生方も御存じだと思いますが、近年、給付型奨学金の制度を大変充実させました。例えば、次のページを見ていただきますと、世帯の所得状況によって、いわゆる非課税世帯の方は、満額免除です。そして、給付型というのは貸付ではないので、学生さんにあげるのです。

第2区分については、授業料の3分の2であるとか3分の1です。それから、無利子の貸付というのもあり、収入が803万円までは無利子で貸付をしてくれます。このように、大変充実した制度になっておりまして、高知市の奨学金制度については、年々申請が少なくなっています。

そのため、令和8年度の新規申請を最後に新規の貸付は行わないという方向性にしておりますので、そういった状況も頭に置きながら、外国籍の方についての情報を追加いたしました。

これが、令和8年度の奨学制度の募集案内になります。ここには、外国籍の方は駄目ですという記載ではなく、外国籍の方はお問合せくださいという形にしております。門前払いではなくて、担当が相談を受けた上で、より有利な方法での奨学金を紹介させていただくというような形を考えております。

永野教育長

西森委員、いかがでしょうか。

西森委員

貸付は終わるのですね。最後の貸付が来年に進学される方が借りたら終わりということですね。

青少年・事務管理課長

新規については、そうです。もう既に貸付を受けられていて、2年次、3年次に上がっていく方については継続して貸付していきますけれども、新規での受付は終了します。

西森委員

継続の方の資格要件等は、既にチェックし終わっているのですね。

青少年・事務管理課長

そうです。

西森委員

聞いた瞬間に私の中で論点が小さくなりました。充実した御検討をしていただいたと思います。貸すか貸さないかの判断は、こちらが選ばばいいじゃないかという考えはありますが、やはり地方公共団体でありますので、その辺りは、今後も充実した議論をしていただきたいと思っております。

永野教育長

事務局の丁寧さを認めていただきました。

私も最初に聞いたときに要件を狭めるのではないかと思いましたが、そういった歴史や背景も踏まえて、これからの市のコンパクトな事務をしていきたいというのが大きな理由ですね。

関委員

外国籍の方には貸付はしないということだけでなく、貸付制度が終わるのですか。

永野教育長

貸付制度そのものが終了します。令和9年度から中止します。

関委員

収入が201万円未満とありますけれども、資産をたくさん持って働かない方がいらっしゃったら該当するのですか。

青少年・事務管理課長

提出いただく書類が所得の証明になります。

関委員

外国籍というと、日本を利用しようとしているのではないかと勘ぐってしまいます。母国にたくさんお金があるのに、日本では収入がないから奨学金をもらうといったことはありませんか。

青少年・事務管理課長

日本での所得を確認しており、母国での資産までは調べられませんので、おっしゃるとおりです。

永野教育長

母国での資産までは調べられないということですね。ほかにはございませんか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第2号「高知市大学等資金貸付規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第2号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第5、市教委第3号「高知市立児童館条例施行規則の一部改正」についてを議題とします。事務局から御説明をお願いします。

人権・こども支援課長

議案書の18ページと別添資料の表題が、高知市立児童館条例施行規則の一部改正についてというA4の資料になります。

本改正の趣旨は、高知市立児童館条例施行規則の一部を改正する規則において、第4条第1号中の「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改めるものでございます。詳細につきましては、別添資料の高知市立児童館条例施行規則の一部改正についての1、概要に記載のとおりでございます。

現在、児童館での活動は、主に子ども会を運営しておりますが、児童館は月曜日から土曜日までの週6日間開館し、活動しております。

一方、子ども会の指導に当たる児童厚生員は、開館日6日の内の週5日の勤務となっているため、児童厚生員を2名配置している児童館においては、例えば、2名の児童厚生員のうち、1名が土曜日に勤務した場合、その児童厚生員は平日に週休日を取得する必要があるため、土曜日と平日1日の週2日は、1名の児童厚生員で対応しなければいけない状況が生じております。

その結果、子供たちの安全管理や、きめ細やかな個別指導の面において、十分な体制を確保することが難しい状況になっております。このため、児童館が安心して子ども会活動に参加できる体制を整えることを目的に、平日と比較して来館児童等の少ない土曜日を全館休館とし、開館日においては複数名の児童厚生員による見守り体制を確保することといたしました。

以上、趣旨及び理由の説明でございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

子供は、土曜日は来られないということですか。

人権・こども支援課長

谷委員がおっしゃるように、土曜日の子ども会活動には、令和8年4月1日以降は参加しないこととなります。

谷委員

地域等には周知されていますでしょうか。

人権・こども支援課長

本決定をするまでに、高知市解放同盟の議長と副議長には、事前に御説明し、御意見を賜りました。その後、各子ども会を担当する児童厚生員に御説明をした後、全ての子ども会に対して、説明会の参加希望を取りました。

そうしますと、5つの子ども会から本課の職員を派遣して詳細な御説明をしてほしいという希望があり、我々が子ども会を回りまして、御説明をさせていただきました。

その結果、趣旨を御理解していただき、土曜日の休暇については、御理解を得たものと思っております。

谷委員

分かりました。

西森委員

そもそも、概要が分かっていませんが、子ども会を行う児童館は、規則上は高知市内にある全ての児童館だと思いますが、児童館はいくつありますか。これが1つ目の質問です。また、「子ども会を行う」という修飾語がありますが、子ども会はいくつあり、それは児童館と1対1の数なのかを教えてください。

それから、土曜日は子供たちがどれくらい来ているのかを教えてください。当事者への確認も行っているのですが大丈夫なのでしょうけれども、この改正により、どういう影響があるのかを、ある程度客観的に知っておきたいなと思ったところでございます。

人権・こども支援課長

児童福祉法第40条に規定されている児童館は、高知市には9館ございます。また、集会所もありまして、そこで行われている子ども会活動は全部で3つあります。ですので、9つの子ども会は9館の児童館であって、残りの3つの子ども会は集会所がありまして、その施設を利用して子ども会活動を行っております。

それから、土曜日の利用人数は平均でありますけれども、各館6名です。ただ、これは土曜日に行事を行うときと、通常の活動をするときで参加人数が異なりまして、通常の場合は4名程度の参加です。

西森委員

いろいろな意味で、居場所は多ければ多いに越したことはないというのが、当委員会の方針だと思いますけれども、居場所的な役割はありつつも、それが全てではなくて、楽しいところだから来るのが4名から6名であるという認識でよろしいですか。これで居場所を失う子供はいないのでしょうか。

人権・こども支援課長

その点についても、我々も議論しましたし、子ども会を運営する児童厚生員さん、保護者の方、活動を支えている地域の方とも協議をさせていただきました。端的に申しますと、子供の居場所がなくなるのではないかと御意見もございました。

しかし、今は週休2日制が定着しているという社会情勢の変化があります。設立当初は、保護者の方に土曜勤務がある時代でしたので、その間の見守りということで子供の居場所を確保する必要があったのですが、今は週休2日制が定着しておりますので、土曜勤務をされる方もいらっしゃいますが、保護者ないしは家族の方で見守りができる環境にあるだろうと思っています。

それよりは、平日に1名の児童厚生員で運営している日があるということに問題意識があり、安全管理の方が先だろうということで、デメリットはありますが、土曜日の休館を選択させていただきました。

森田委員

保護者や関係者に説明をされたことは理解しました。かつては、土曜日の休暇が定着していなかったということも理解しましたが、土曜日働いている人もいますし、夜勤もありますし、人との関わりがないとSNS等、いろいろな問題があります。

子供を持つ親として心配なところもいろいろあるので、手順を踏んでいたことは理解するのですが、居場所がなくなるのという子供の声が届かないのは切ないと思います。

児童厚生員を増やすことはできないのでしょうか。自分も土曜日に子供を預かってもらえず苦労したことがあったので、そういう親御さんもいるのではないかと思います、意見を述べさせてもらいました。

永野教育長

児童クラブは土曜日にありますか。

人権・こども支援課長

児童館とは別に、市長部局が行っている放課後児童クラブというのがありまして、毎週第3土曜日にも開設しています。

永野教育長

歴史的に長い児童館でありますので、それぞれ、地域密着型の居場所づくりをしていただいていることと思います。様々な市の行政上の環境が厳しい中で、予算を確保するのが困難となっている状況です。

そのほかに質問等はありませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第3号「高知市立児童館条例施行規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第3号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第3、継続審議となっております、市教委第54号「審査請求に対する裁決」についてを議題としますが、本件については、個人情報を含む案件であるため、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

永野教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時

署 名

教育長

2番委員